

(1) 人材確保体制構築支援事業			
事業種目	対象経費	対象経費例	補助上限
ア 研修体制の構築支援	ホームヘルパー希望者の裾野を拡大し、経験年数の短いホームヘルパーでも安心して働き続けられるよう、事業所が行うホームヘルパーや介護職員等の資質向上・定着促進に資する研修計画の作成など研修体制の構築のための取組に要する経費	・ 介護人材の資質向上や定着促進に資する効果的な研修カリキュラムの作成・見直しやキャリアアップの仕組みづくりに要する費用 ・ 介護職員のスキルアップのための研修等の受講に要する費用 ・ 職員の資質向上に必要な取組の経費として知事が認めるもの	1事業所当たり 10 万円
イ 中山間地域等における採用活動の支援	中山間地域等（「厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成二十一年厚生労働省告示第八十三号）」の第一号に定める地域をいう。以下同じ。）に所在する事業所が、当該地域外の求職者に対して採用活動を実施する場合に、地理的条件等により発生するかかり増し経費	・ 中山間地域等に所在する事業所で、都市部等で実施される合同説明会や就職フェアなどに出席する場合の移動に係る経費	1事業所当たり 30 万円
ウ 経験年数が短いホームヘルパー等への同行支援	事業所における経験年数の長いホームヘルパーの技術を着実に継承するため、当該ホームヘルパーが、一定期間、経験年数の短いホームヘルパーや訪問業務に従事した経験のない介護職員等と同行し、訪問介護等サービスの質の確保を図るための技能・技術の向上に向けた指導を行う取組に要する経費（経験年数の短いヘルパー 1 人につき 30 回まで）	・ 同行支援に係るかかり増し経費 ※同行する回数や期間については、経験年数の短いホームヘルパー等の個々の状況により、事業所により適切に判断すること。	（ア）中山間地域等地域に事業所が所在する場合 30 分未満の同行支援 1 回につき 3,500 円 30 分以上の同行支援 1 回につき 5,000 円 （イ）中山間地域等以外に事業所が所在する場合 30 分未満の同行支援 1 回につき 2,500 円 30 分以上の同行支援 1 回につき 4,000 円
エ その他人材確保体制構築に必要な支援	周辺事業所の休廃止等に伴うかかり増し経費。周辺事業所の休廃止等としては、周辺事業所の休止又は廃止のほか、周辺事業所が新規利用者の受入れを停止している場合等とする。なお、「休廃止事業所の利用者受入れに伴う一時的なかかり増し経費」を除き、（サービス提供を継続する事業所における）ホームヘルパーの急な退職に伴うかかり増し経費も補助対象とする。	（ア）新規職員の採用等に係る経費 （採用関連） ・ 求人広告掲載費 ・ 採用担当職員の交通費 ・ 採用面接の会場費 ・ 選考に係る事務経費 （イ）休廃止事業所の利用者受入れに伴う一時的なかかり増し経費 ・ 利用者受入れに伴う職員の時間外労働に要する費用 （ウ）同一法人内の応援・派遣に係る経費 ・ 応援職員の旅費、宿泊費（遠方からの応援の場合） ・ 応援職員の旅費、宿泊費（遠方からの応援の場合）	1事業所当たり 30 万円 1事業所当たり 20 万円 1事業所当たり 10 万円

(2) 経営改善支援事業			
事業種目	対象経費	対象経費例	補助上限
ア 経営改善の支援	事業所が経営基盤の強化及び経営状況の改善、若しくは、各種加算の新規取得支援を目的とした専門家（コンサルタント事業者や社会保険労務士等）と委託契約や事務作業を行うための臨時職員を雇用する経費	・ コンサルタント事業者や社会保険労務士等への委託費 ・ 経営改善に向けた事務作業を行うための臨時職員を雇用した経費	1事業所当たり 40 万円
イ 登録ヘルパー等の常勤化の促進の支援	ホームヘルパー雇用の安定化を図るため、登録ヘルパー等（勤務日及び勤務時間が不定期な登録ヘルパーや非常勤のホームヘルパーをいう。以下同じ）の常勤化を促進するために要する経費を対象とする。	・ 登録ヘルパー等が常勤職員としての雇用を希望する場合に必要な賃金等（法定福利費等を含む）の差額の経費 ・ 登録ヘルパー等の離職に伴い、新たに常勤のホームヘルパーを雇用する際に生じる賃金等の差額の経費	常勤化する登録ヘルパー等 1 人につき 1 月当たり 10 万円（3 か月まで）
ウ 小規模法人等の協同化・大規模化の取組の支援	以下の要件に該当する小規模な法人を中心とした複数の法人により構成される事業者グループ（以下「事業者グループ」という。）が、地域の状況や事業規模を踏まえた法人間の連携を促進し、相互に協力して行う人材育成や経営改善に向けた取組に要する経費 事業者グループには、次の（ア）から（エ）のいずれかに該当する法人を 1 以上含むこと。 （ア） 1 法人あたり 1 の訪問介護等事業所を運営する法人 （イ） 運営する訪問介護等事業所の月の延べ訪問回数が平均 200 回以下である法人 （ウ） 運営する訪問介護等事業所の職員数が常勤換算方法で平均 5 人以下の法人 （エ） 運営する訪問介護等事業所が全て中山間地域等に所在する法人	・ 人材募集や一括採用、合同研修等の実施 ・ 従業員の職場定着や職場の魅力発信に資する取組 ・ 人事管理や福利厚生、請求業務等のシステム共通化 ・ 物品調達等の合理化のための共同購入の取組 ・ 協働化等にあわせて行う ICT インフラの整備	対象法人の要件（エ）に該当する法人を含む場合 1事業者グループ当たり 200 万円 対象法人の要件（エ）に該当する法人を含まない場合 1事業者グループ当たり 150 万円
エ 介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援	事業所が介護人材や利用者の確保のために行うホームページの開設・改修に係る経費や広報宣材（リーフレット、チラシ等）の作成・印刷等の広報に要する経費	・ HPの開設、改修費 ・ リーフレット、チラシ等の作成費	1事業所当たり 30 万円
オ その他経営改善支援に必要な支援	周辺事業所の休廃止等に伴うかかり増し経費。周辺事業所の休廃止等としては、周辺事業所の休止又は廃止のほか、周辺事業所が新規利用者の受入れを停止している場合等とする。なお、（サービス提供を継続する事業所における）ホームヘルパーの急な退職に伴うかかり増し経費も補助対象とする。	休廃止事業所の利用者情報の引継・契約関連事務費 ・ 契約書作成に係る事務経費、休廃止事業所の記録等の引継やケアマネジャー等多職種連携の引継に要する費用（会議費用等） ・ 利用者宅への事前訪問やサービス担当者会議への参加に係る移動コスト（ガソリン代、公共交通機関の運賃）等	・ 周辺事業所の休廃止に伴う場合 1事業所当たり 10 万円 ・ 上記以外の事由に伴う場合 1事業所当たり 3 万円